

ネット広告で「お試し1円キャンペーン」 定期購入の解約電話が繋がらず、高額な請求が！

事例

インターネットで「サプリメント お試し1円キャンペーン」という広告を見つけた。定期購入の縛りはなく、2回目発送の10日前までなら電話で解約できると記載されていたので、申し込んだ。

商品到着後、2回目以降の解約のため事業者へ電話をしたところ、混雑していて繋がらない。数日後にようやく電話が繋がったが、解約の期限を過ぎてしまい、2回目の料金1万5千円を請求された。学生なので支払えない。（10代 男性）



アドバイス

- 定期購入で、「解約の電話が繋がらない」「初回から2回目までの期間が短く、解約の電話をする前に2回目が発送され、代金を請求された」などのトラブルが相次いでいます。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、いったん注文すると、簡単に契約をなかったことにはできません。
- 注文前に、販売サイトをすみずみまでよく読み、購入条件、解約や返品の特約、連絡手段などをしっかり確認しましょう。
- 未成年者（18歳未満）の契約は、取り消しができる場合もあります。
- 不安に思ったり困ったときは、消費生活センターに相談してください。



●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

